

## 低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世代に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を支給します。

対象者	<p>①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税均等割が非課税の人</p> <p>②①のほか、児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児<sup>*1</sup>については20歳未満)<sup>*2</sup>)の養育者であって、以下のア、いずれかに該当する人</p> <p>ア. 令和3年度分の住民税均等割が非課税の人</p> <p>イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入になった人</p> <p>※1: 特別児童扶養手当の受給資格に相当する人</p> <p>※2: 令和4年2月末までに生まれる新生児も含まれます。</p> <p>※低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給対象となった児童は、この給付金の対象となりません。</p>
支給額	児童1人あたり一律5万円
申請期限	令和4年2月28日(月)(消印有効)
申請方法	上記①に該当する人: 申請は不要です。対象者には7月上旬に通知書を郵送します。 上記②に該当する人: 申請が必要です。7月1日(木)から受付を開始します。子育て支援課窓口または郵送で申請してください。
問い合わせ先	子育て支援課 (☎ 82-1175) 平日 8:30 ~ 17:15 厚生労働省コールセンター (☎ 0120-400-903) 平日 9:00 ~ 18:00

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護への受給につなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

対象者	<p>緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯 / 8月までに借り終わる世帯</li> <li>総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯</li> <li>総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯</li> </ul> <p>※上記の世帯に該当し、一定の収入・資金要件に該当した上で、求職活動等の自立に向けた活動を行う必要があります。</p>
支給額	単身者: 6万円、2人世帯: 8万円、3人以上世帯 10万円 (支給期間3か月)
申請期限	令和3年8月31日(火)
申請方法	社会福祉課窓口で申請してください。
問い合わせ先	社会福祉課 (☎ 82-1174) 平日 8:30 ~ 17:15 厚生労働省コールセンター (☎ 0120-46-8030) 平日 9:00 ~ 17:00

### 新型コロナウイルスワクチン接種に便乗した詐欺にご注意ください!

接種費用を要求する電話等には、十分注意してください。ワクチン接種は無料です。お金を払って優先的に接種を受けられることはありません。



### 中止のイベント

7月5日(月)	はつらつシニアスポーツ大会 (山陽地区)
7月中旬	ザ・アドベンチャーワールド
7月中旬	親と子の水辺の教室
7月18日(日)	やけの美タフェスタ 2021
7月25日(日)	第88回厚狭花火大会
7月31日(土)	ちょうちん七夕フェスティバル